

# 導入時の事業者指導の在り方

令和2年9月17日

山梨県

# 現行法令による規制等の状況

## 土砂災害等が発生している、もしくは発生する恐れが高い区域の指定

### ■ 砂防指定地（砂防法）

- ・ 土石流などによる下流にある住宅や公共施設への被害を未然に防ぐため、土地の形を変えるなどの行為が制限される区域。
- ・ 土地の掘削、盛土、切土、立木の伐採等を行う場合には許可が必要。

### ■ 地すべり防止区域（地すべり等防止法）

- ・ 砂防指定地と同様に、地すべりを誘発する・助長する行為が制限される区域。
- ・ 土地の形状変更、地下水を増加させる等の行為を行う場合には許可が必要。

### ■ 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）

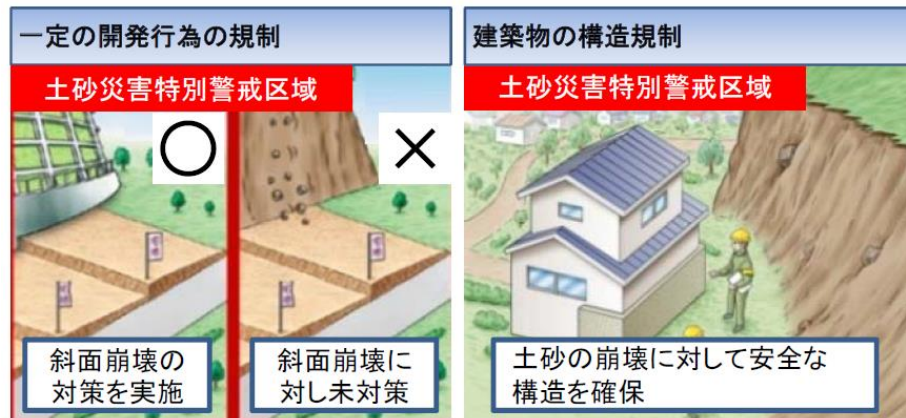
- ・ 砂防指定地と同様に、崖崩れを誘発する・助長する行為が制限される区域。
- ・ 土地の形状変更、水の浸透を助長する等の行為を行う場合には許可が必要。

★ 砂防三法は、土砂災害の原因地（発生源）に着目したハード対策が中心

# 現行法令による規制等の状況

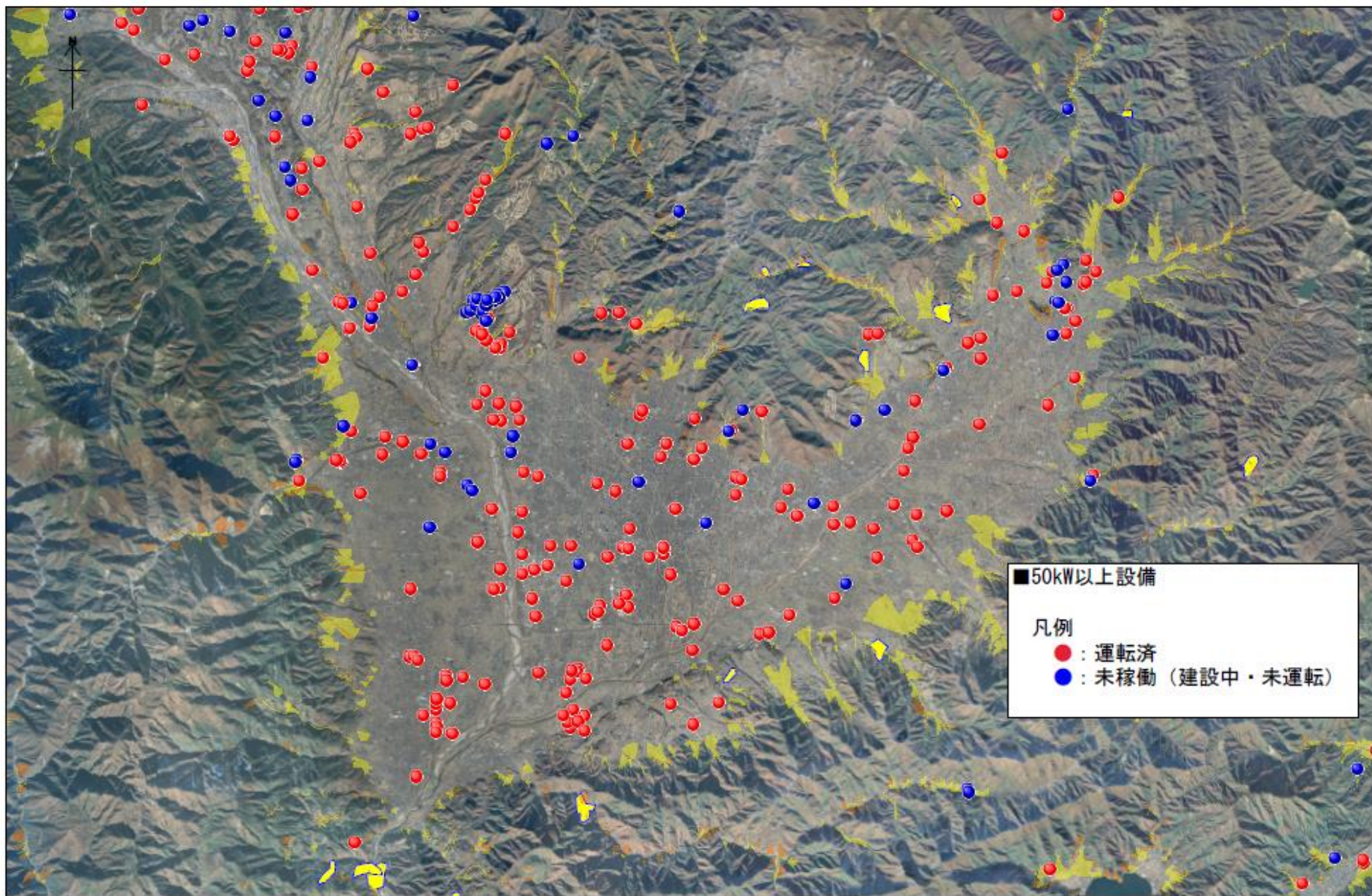
土砂災害等が発生した場合、住民の生命・身体に被害が生じる恐れのある区域

- **土砂災害警戒区域**（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）
  - ・ 土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害の発生の恐れがある区域の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を図ることを目的。
  - ・ 急傾斜地等の崩壊が生じた場合、住民の生命・身体に被害が生じる恐れのある区域で、警戒避難体制を整備する必要がある区域。
- **土砂災害特別警戒区域**（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）
  - ・ 土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地等の崩壊が生じた場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命・身体に著しい危害を生じる恐れがある区域。
  - ・ 一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制。



★ 土砂災害防止法は、被害を受ける区域に着目したソフト対策が中心

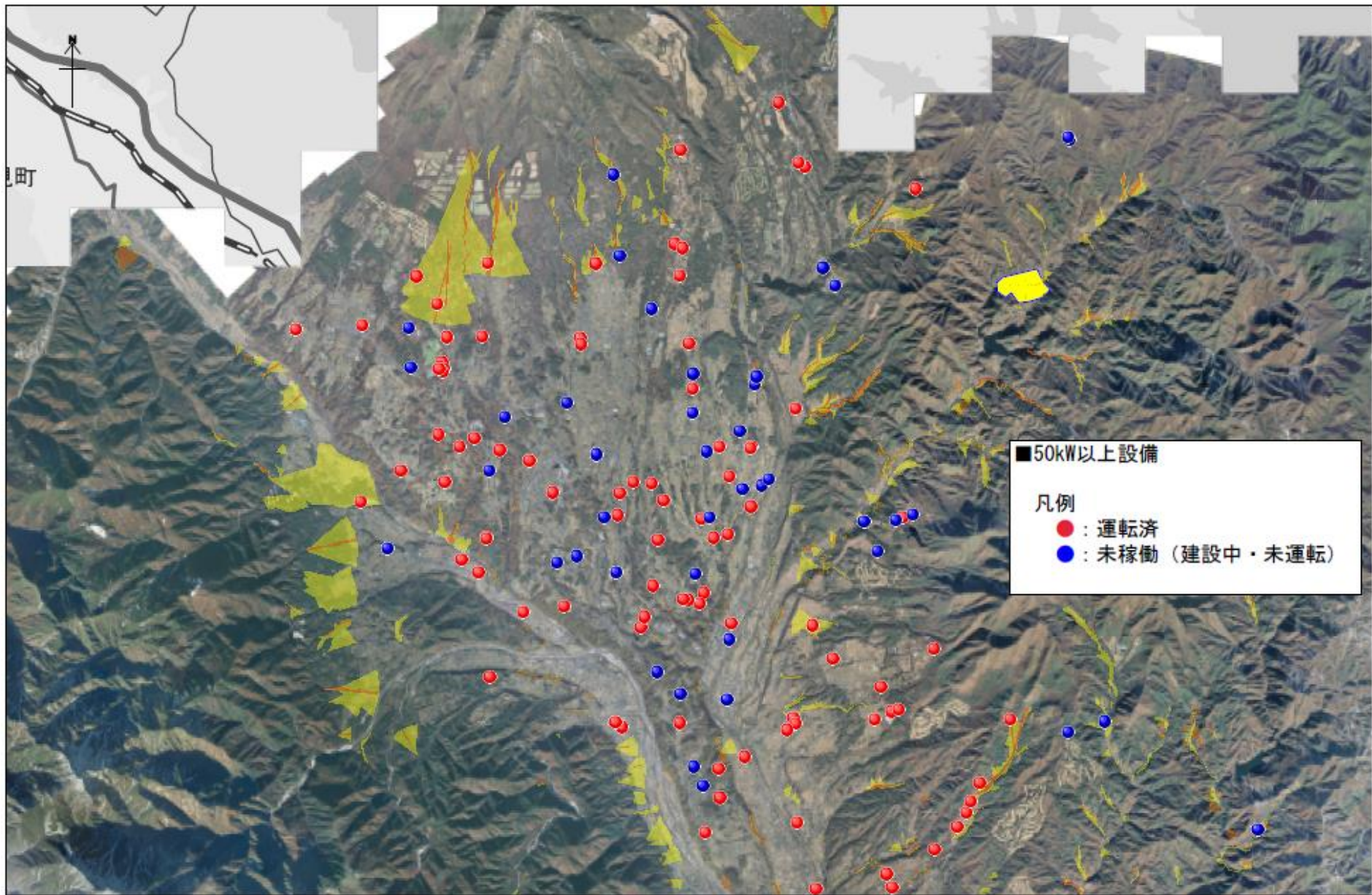
# 土砂災害警戒区域と太陽光発電施設の設置状況(甲府市周辺)



※太陽光施設のポイントについては、資源エネルギー庁のデータから県が推定しているものであるため、正確な位置を示すものではありません。

10.0 km  
1:183,093

# 土砂災害警戒区域と太陽光発電施設の設置状況(北杜市周辺)



※太陽光施設のポイントについては、資源エネルギー庁のデータから県が推定しているものであるため、正確な位置を示すものではありません。

7.5 km  
1:128,367

# 区域別立地件数

出力50kW以上

	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		砂防指定地近接		急傾斜地崩壊危険区域		地すべり危険区域	
	稼働中	未稼働	稼働中	未稼働	稼働中	未稼働	稼働中	未稼働	稼働中	未稼働
50~500kw未満	13	2	1		(16)	(12)	3	1		
500~1,000kw未満	9		1	1	(14)	(6)		3		
1,000kw以上	5	4	5		(13)	(16)	6	2		
合計	27	6	7	1	(43)	(34)	9	6	0	0

※資源エネルギー庁 R2.4公表データから県が推計したものであり、施設の正確な位置を示すものではありません。

※砂防指定地については電子地図データが無い場合、近接地を含め幅広く拾い出した参考値。

# 現行法令による規制等の状況

## 法令に基づかないその他の区域

### ■ 山地災害危険地区（山地災害危険地区調査要領）

- ・ 山崩れなどによって人家や公共施設などに被害を与える恐れのある溪流や自然斜面を調査し、一定の基準以上の危険度であると判定した地区。
- ・ 山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区がある。

★ 山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生する恐れがある地域を調査して実態を把握し、これらの災害の未然防止を図ることを目的とし、結果を治山事業に反映させる。

### ■ 土砂災害危険箇所（建設省通達）（平成14年以降更新されていない）

- ・ 箇所の選定は砂防三法と同様に土砂災害の原因地に着目。対策はソフト面が中心
- ・ 土砂災害による被害の恐れがある箇所について、警戒避難体制の整備や危険箇所の周知を目的に調査し、結果を公表。
- ・ 土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所がある。
- ・ 順次、土砂災害警戒区域の指定へ向け、見直しが行われている。

# 規制する施設の規模等

## 他自治体の状況

		施行日	対象	
県	岡山県	R1.10	出力50kw以上	許可・届出
	和歌山県	H30.3	出力50kw以上	認定
	兵庫県	H29.3	事業区域5,000㎡(1,000㎡以上)	届出
市町村	熱海市	R2.10	事業区域1,000㎡以上	届出
	北杜市	R1.10	出力10kw以上	許可
	神戸市	R1.7	出力10kw以上	許可
山梨県ガイドライン		H27.11	出力10kw以上	

## 山梨県の実出力別認定件数

資源エネルギー庁 R2.4公表データより

	稼働中	未稼働
50kw未満	10,632	3,034
50~1,000kw未満	233	36
1,000kw以上	62	22
合計	10,927	3,092



# 規制する施設の規模等

## 電気事業法上の義務に係る出力条件

### <太陽電池発電設備の保安規制の対応>

出力等条件	保安規制	
	<事前規制> 安全な設備の設置を 担保する措置	<事後規制> 不適切事案等 への対応措置
2,000kW 以上	技術基準の適合 電気主任技術者の届出 保安規程の届出	工事計画 の届出 使用前 自主検査
50kW～ 2,000kW		使用前 自己確認 (500kW以上)
50kW未満 小出力発電設備		報告徴収 事故報告 ↓ <b>対象に追加</b> ※事故報告は、 住宅用につい ては除く
		立入検査 ※居住の用 に供されて いるものも 含める。

※FIT法により10kW以上は全量買取の対象となることから一般的に事業用とされている。

# (参考資料)

## ○防災上の対象区域比較

区域名	根拠法令等	概要	制限行為等
砂防指定地	砂防法	砂防法に基づき指定され、土石流、山崩れなどによる土砂災害を未然に防ぐため、土地の形を変えるなどの行為を制限し、砂防えん堤などの工事が行われる区域	知事の許可 施設または工作物の新築、改築または除却土地の形状を変更する行為、竹木の伐採など、ただし、軽易な行為は除く 〈例〉深さ2メートル以上の掘削など
地すべり防止区域	地すべり等防止法	地すべり等防止法に基づき指定され、砂防指定地と同様に地すべりを誘発・助長する行為が禁じられている区域	知事の許可 地下水の誘致、水の放流、水の浸透などを助長する行為、工作物の設置、切土盛り土、立竹木の伐採、土石の採取など
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定され、がけ崩れ災害から人命を守るため、砂防指定地と同様に、崩壊防止工事の施工のほか、がけ崩れを誘発・助長する行為の制限が行われる区域	知事の許可 水の放流、水の浸透などを助長する行為、工作物の設置、切土盛り土、立竹木の伐採、土石の採取など
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法	土砂災害防止法に基づき指定され、急傾斜地等の崩壊が発生した場合に、住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を整備する必要がある土地の区域	警戒避難態勢の整備
土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法	土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地等の崩壊が発生した場合には、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域	特定開発行為に対する許可制 住宅宅地の分譲、社会福祉施設等のための開発行為 建築物の構造規制 建築物の移転等の勧告
土砂災害危険箇所	都道府県による調査	土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所の総称 土石流、急傾斜地の崩壊、地すべりの発生する恐れがある箇所を調査し、人家や公共施設があるか、または将来に人家が立地する可能性がある箇所を抽出したもので、本県では、甲府盆地の中央部を除き、ほぼ全県に分布	
山地災害危険地区	山地災害危険地区調査要領	山崩れ、土石流、地すべりなどによって人家や公共施設などに直接被害をあたえるおそれのある渓流や自然斜面について調査を行い、地質や地形などから一定の基準以上の危険度であると判定した地区。山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区がある。	
保安林	森林法	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林。保安林には、水源の涵養保安林や土砂流出防備保安林などがある。	知事の許可 それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等を伴う開発の場合。
地域森林計画対象民有林	森林法	森林法に基づく地域森林計画の対象として、県が森林の整備・保全の目標を定め、計画的に森林の育成や管理に努める森林。森林の公益的機能として水源の涵(かん)養、山地災害の防止、土壌保全及び快適環境等維持がある。	知事の許可 1haを超える開発